6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Tadashi Nawata Director General of Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : Construction work of road improvement for the Iino in Route 45

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 15 October 2014

⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 18 November 2014 (tenders brought with 4 : 00 P.M. 18 November 2014 or submitted by mail 4 : 00 P.M. 18 November 2014)

⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 9―15 Futsuka-machi Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi-ken, 980―8602 Japan TEL 022―225―2171 ex. 2526

別表１　本入札手続きに係る期間等

申請等の受付は、土曜日、日曜日及び祝日等を除く、午前９時から午後６時（電子入札の場合）。又は、午前９時15分から午後６時（紙入札の場合（上記４⑴の担当部局の受付時間））とする。ただし、申請期限等の最終日の受付時間は、電子・紙入札ともに午後４時までとする。

①　入札説明書の交付期間　公告の日から平成26年11月18日午後４時まで

②　申請書等の提出期限　平成26年10月15日午後４時まで

③　入札の締切　平成26年11月18日午後４時まで

④　開札日時　平成26年11月25日午前10時30分

⑤　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間　競争参加資格確認通知の翌日から入札締切の日まで（利付国債の提供の場合は、平成26年11月６日まで）

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成26年９月30日

支出負担行為担当官

南関東防衛局長　丸井　　博

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　14

○第２号

１　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　防大⑳浴場新設建築工事

⑶　工事場所　神奈川県横須賀市

⑷　工事内容　本工事は、以下の工事を行うものである。

・浴場（鉄筋コンクリート造２階建て／延べ面積約2,400㎡）１棟新設

・屋外デッキ（鉄筋コンクリート造平屋建て／延べ面積約290㎡）１棟新設

⑸　工期　平成28年３月31日まで。ただし、浴場新設については平成27年12月25日までとする。

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約4,000㎥、鉄筋　約400ｔ、ガラス　約200㎡

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては南関東防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない。

⑵　装備施設本部長から「建築一式工事」に係る一般競争（指名競争）参加資格で級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けている。）。

⑶　装備施設本部長が算定した「建築一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上である。

⑷　平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で延べ面積が１棟あたり1,200㎡以上の新設工事を施工した実績を有する（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」といい、旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。詳細は入札説明書による。

⑸　工事全般の施工計画が適正である。

⑹　次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に配置できる。

ア　主任技術者は、二級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者。

・一級建築施工管理技士の資格を有する者。

・二級建築士の資格を有する者。

・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であって、かつ、工事現場の相互の間隔が10㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合は、主任技術者の兼務をすることができる。

イ　監理技術者は、一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者である。

なお「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・一級建築士の資格を有する者。

・これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

ウ　平成11年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建物で延べ面積が１棟あたり600㎡以上の新設工事を施工した経験を有する（原則、着工から完成まで従事している。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除く。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に、南関東防衛局長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていない。